

## 第14回総務文教常任委員会会議録

- 1 開会日時 令和元年12月18日（水）午前10時54分
- 2 閉会日時 令和元年12月18日（水）午前11時17分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
  - 1 番 永徳 省二君                      3 番 佐藤 武君                      7 番 大口 浩志君
  - 1 2 番 北川 勝義君                      1 6 番 下山 哲司君                      1 7 番 実盛 祥五君
- 5 欠席委員  
な し
- 6 説明のために出席した者

市 長	友實 武則君	副 市 長	前田 正之君
副 市 長	川島 明昌君	教 育 長	内田 恵子君
総合政策部長	安田 良一君	総 務 部 長 兼 監 査 事 務 局 長	塩見 誠君
財 務 部 長 兼 会 計 管 理 者	藤原 義昭君	教 育 次 長	末本 勝則君
赤坂支所長兼 市民生活課長	土井 常男君	熊山支所長兼 市民生活課長	矢部 恭英君
吉井支所長兼 市民生活課長	是松 誠君	消防本部消防長	井元 官史君
総 務 課 長	小坂 憲広君	財 政 課 長	和田美紀子君
教育総務課長	金島 正樹君		
- 7 事務局職員出席者

議会事務局長	元宗 昭二君	主 事	松尾 康平君
--------	--------	-----	--------
- 8 審査又は調査事件について
  - 1) 議第90号 赤磐市不適正事務処理に関する第三者委員会条例
- 9 議事内容 別紙のとおり

午前10時54分 開会

○委員長（北川勝義君） ただいまから第14回総務文教常任委員会を開会いたします。

初めに、友實市長より挨拶をお願いしたいと思います。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 市長。

○市長（友實武則君） 本日、定例市議会最終日にかかわりもせず総務文教常任委員会をお開きいただきまして、ありがとうございます。

御審査いただく案件は、条例案件1件でございます。先ほど本会議の中で御説明もさせていただきましたが、この不適正事務処理に関する第三者委員会を設置する条例をお願いしたいと思います。よろしく御審査のほどお願いしたいと思います。

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。

それでは、これから委員会の審査に入りたいと思います。

当委員会に付託された案件は、議第90号赤磐市不適正事務処理に関する第三者委員会条例の1件であります。

それでは、議第90号赤磐市不適正事務処理に関する第三者委員会条例についてを議題とし、これから審査を行いたいと思います。

執行部から補足説明がありましたらお願いしたいと思います。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） それでは、補足をさせていただきます。

議第90号赤磐市不適正事務処理に関する第三者委員会条例についてでございます。

この件につきましては、このたびの教育委員会におけます臨時職員の任用に関する一連の不適正な事務処理に関しまして事務執行に至った経緯及び原因の検証などのため、赤磐市不適正事務処理に関する第三者委員会を設置するための条例案でございます。その他詳細につきましては、本会議での細部説明のとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。

執行部のほうから補足説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 38万5,000円についてですね、8万5,000円についてはよくわかったんですが、残りの30万円について。

○委員長（北川勝義君） 下山委員、予算のことなんで、分担ですからお願いします。

○委員（下山哲司君） はい。それでは、後でまたもう一遍聞けるのかな。それじゃあ分科会のほうでお聞きします。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

○委員（永徳省二君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 議場でも質問がありましたけれども、第三者委員会の委員5人の選定に関して御質問をいたします。先ほども話がありましたように、総務部長が監査事務局長を兼任するとか監査委員が元市長の選挙応援だったという方が選ばれるような人選だったら困るので質問をしますけれども、市長が委嘱した後、議会の承認等をとる必要はあるのかなのか、お答えください。

それから、2点目、令和元年度中には2回分の第三者委員会の開催というふうに予定していると聞きましたけれども、1月、2月、3月と3カ月あってたった2回でいいのか、恐らく第1回目というのはほとんど顔合わせをして委員長を決めるだけで終わってしまうんじゃないかなと思うんですけども、たった2回ぐらいの開催でいいのかどうか、もっとスピード感を持って市民に説明責任を果たすべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○総務部長兼監査事務局長（塩見 誠君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 塩見部長。

○総務部長兼監査事務局長（塩見 誠君） まず、委員5人の選任でございますが、先ほど本会議の質問でも申しましたような方々の選任を予定いたしております。議会の承認につきましては、今回は承認までは必要ないと考えております。

また、2回の委員会の開催についてでございますが、当然先ほど答弁いたしましたように、岡山弁護士会に推薦を依頼いたしまして弁護士の方を選任していただくのに若干日にちがかかるということもございますし、新しく委員になられた方につきまして今回の事案につきまして相当探求していただかないと具体的な審議はできないということもございますので、委員会としては現在のところ2回の開催ということで、あとはいろんな資料を見ていただきながら今回の不適正な処理の経緯、原因究明等を審議していただくということで今回2回とさせていただきます。よろしくお願いたします。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） まず、委員の選任に関してですけれども、議会の承認は必要ないということなんで、ということは市長を選んだらそれで決まりということで市民の声が全く反映されないというふうに思いますけれども、そこに関してお答えください。

それから、第三者委員会の開催の件ですけれども、1月に初回が開かれるっていうふうに先

ほど答弁したと思いますが、1月に開催してそれから3月までもう1回しか開催されないんでしょうか。とってもスピード感あるとは思えません。

○委員長（北川勝義君） 塩見部長。

○総務部長兼監査事務局長（塩見 誠君） まず、委員の方につきまして市民に公表しないのかということですが、今回の第三者委員会の格付といたしましては市長の附属機関というような格付でございますので、市長の委嘱の中で諮問及び答申をいただくという形になるかと思えます。

また、2回の委員会の開催につきましても、先ほど申し上げましたように、委員会を開くまでの下準備というのも結構あるかと思えますので、公式な委員会といたしましては2回でございますが、そのほかいろいろ調査業務の中で論議はあろうかと思えますので、御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（北川勝義君） 永徳委員、よろしいか。

○委員（永徳省二君） はい。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

○副委員長（佐藤 武君） はい。

○委員長（北川勝義君） 佐藤委員。

○副委員長（佐藤 武君） 私も、本会議で一定の質疑が出ましたので若干重複するかもしれませんが、お尋ねをしたいと思います。

まず、第3条ですね、委員5人以内で組織するということですので、5人がベストだと思うんですけども、弁護士会からの推薦がない場合は3人あるいは4人でもその審査会をスタートするという理解でいいんでしょうか。

それから、第6条ですね、意見の聴取と最後のほうにありますけれども、必要な資料の提出を求めることができるということで、これはできる規定ということで強制力が本当にないと理解するんですけども、資料を出しませんと、説明にも行きませんといった場合、第三者委員会が臆測といいますか推測で結果報告がまとまるような形になってはいけないと思うんですが、そこら辺をどういうふうに進めていこうとされているのか。

それから、第8条ですね、本会議でも御答弁ありました日額8,500円の報酬を支給するということですが、この8,500円の根拠を教えてくださいということと、それから第8条第2項ですね、前項に定めるもののほかということで市長が定める額の報酬を支給すると、これは若干本会議で事務とかの執務費用というような説明もありましたけれども、これ報酬額というのは明確にしていらないのかどうか。というのが、明確にしておかないとまた後日いろんな部分で問題が発生するのではないかなという懸念があります。

そういうことで、3点お答えをいただきたいと思えます。

○委員長（北川勝義君） 部長。

○総務部長兼監査事務局長（塩見 誠君） まず、弁護士会の選出についていただけないのではないかとございますが、弁護士会に推薦を依頼させていただきました、推薦は必ずいただけるように努力はさせていただきます。そうした中で、5人以内ということで現在思っておりますので、その弁護士会から推薦いただきました弁護士の方と相談して、何人が本来のこの第三者委員会に正しいのかということを検証いただきながら人数は決定させていただければと思います。

第6条につきましての意見の聴取等でございますが、この第三者委員会につきましてはこの条例が全てもとでございますので、第6条の条文の中で関係者の方の御理解を得ながら調査を進めさせていただければと思います。

また、第8条第1項にございます日額8,500円の報酬でございますが、これは赤磐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の第2条のところいろいろな非常勤の方の報酬を定めております。今回該当の方につきましては、その条例第3条にも書いておりますが、必要な高い見識を有すると認められるものうち市長が委嘱するということでございますので、このような委員の中を見せていただいた中で、今回と同種の委員を選任なさっている委員会の日額を参考にした中で8,500円という金額を定めさせていただいております。

また、第8条第2項にあります予算の範囲内であるということがございます。今回全体の中で30万円という予算を組ませていただいておりますので、この中で幾ら、何回、どういう事務をしたかということを検証しながら支払いにつきましては根拠のある適切な支払いをさせていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

佐藤委員。

○副委員長（佐藤 武君） 委員の推薦ということで、弁護士会から5人の推薦をいただくよう努力するということですが、確かにその報酬等について8,500円の報酬ですので、弁護士さんの通常の相談費用というのは1時間で5,000円ぐらい徴収されるというような実情ではないかなと思うんですけれども、日額8,500円で、赤磐市まで来ていただくかどうかわかりませんが、その審査会をどこで実施するかわかりませんが、こちらに来ていただく時間的な部分だけでも一日仕事だと思ってしまうんですけれども、そこら辺で本当に費用の部分で推薦が得られるのかどうかということで、再度そのあたりを含めてお答えをいただきたいということです。

それから、資料の提出ができる、関係者に理解を求めるという御答弁ですが、理解していただける方ばかりではないかなと思うんですけれども、そういうふうなことで再度そのあたり協力ができない方がいたらどうされるのかということももう一度お願いしたいと思いま

す。

○委員長（北川勝義君） 塩見部長。

○総務部長兼監査事務局長（塩見 誠君） 弁護士会から5名選出ということの御質問ございましたが、今回弁護士会から推薦をいただくのは1名ないし2名、最高でも2名ぐらいと考えております。5名全て弁護士会から推薦をいただくということは現在のところ考えておりませんので、御理解いただければと思います。

第6条の資料の提出についてのできる規定ということでございますが、これにつきましても強制力まではこの条例の中で行使はいたしておりませんので、あくまで関係者の皆様の御理解を得まして、この第三者委員会の立ち位置等を説明した中で、説明責任についても御説明した中で御理解を得るということで進めさせていただければと思います。

以上です。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

○副委員長（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 佐藤委員。

○副委員長（佐藤 武君） 弁護士さんだけに限定したお尋ねではなかったと私は思っているんですけど、しっかり努力していただきたいなというふうに思います。

それで、最後にその執行ですね、附則の中で令和3年3月31日限りでその効力を失うという条例の附則が規定されておりますけれども、先ほど永徳委員も言われたように、市民の関心が非常に高いということの中で、やはりスピード感を持って早急に一定の報告をしていただかないと設置する意味がないというふうに思いますので、本当に早目の、早急な回答というか審査会の報告を取りまとめいただくようお願いしたいと思います。これは要望です。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

○委員（大口浩志君） はい。

○委員長（北川勝義君） 大口委員。

○委員（大口浩志君） 本会議の質疑と趣旨はもしかしたらダブるかもしれませんが、仏つくって魂入れずっていう言葉があると思います。この条例に対する思いであるとか決意であるとか覚悟を市長、副市長、教育長、それぞれから求めたいと思います。

○委員長（北川勝義君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 私のこの第三者委員会に寄せる思いですけども、これは本会議の中でも申し上げました。この事件について今新聞報道等と言われておりますけども、これが今見えてるものが全てであるとは私は思っておりません。このあたりをしっかりと調査して真実を明らかにすることが私の責任であり、それを市民に説明するのが私のやらねばならないことと思っております。これをこの第三者委員会にお願いをしまして、明確にして市民の皆さんにお伝えするのが私の責務と思って委員会を立ち上げさせていただいております。

以上です。

○副市長（前田正之君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 前田副市長。

○副市長（前田正之君） 私におきましても、先ほど市長が申し上げたとおり、同様でありまして、非常に長い間この問題というものが経過しております。その中で、私たち自身も内部調査を実施いたしました。現在このような状態になっております。この第三者委員会のほうにお願いをいたしまして、真実、そういったものを検証し、今後の事務、そういったものをしっかりとやっていって、市民の皆様信頼をしていただけるよう究明をしてお伝えをしたいという気持ちで今回この条例を提出させていただいております。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 川島副市長。

○副市長（川島明昌君） 私も、同様ですが、今回の事案の経緯、原因を速やかに解明して、市民の方々にお知らせするとともに信頼を回復するということが重要と考えています。それからまた、こういう事件が起こらないように再発防止に努めていくということが重要だと考えております。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 教育長。

○教育長（内田恵子君） 今回の件に関しましては、教育委員会で起こったことでございます。これについて本当にこれまでで十分なのか、あるいはもっと深いものがあるのかということがはっきりしない限りは、信頼回復はできないと思っております。長年一緒に勤めてきた者の立場を考えたときに、やっぱりその中にあるものをはっきりさせていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 大口委員、よろしいか。

○委員（大口浩志君） はい。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

○委員（永徳省二君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 今4名の皆さんのお話を聞いてると、第三者委員会に任せないと原因究明ができない。私は第三者委員会に決して反対してるわけじゃないんですが、市として自浄作用はないのかどうか、第三者に任せないと原因究明ができないのかどうかだけお答えいただければと思います。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 友實市長。

○市長（友實武則君） これは、事実を明らかにする調査を含めて法律の専門あるいは監査にたけた方の知識、経験も必要とっております。それ以上に、中立性のある方のこの調査結果の強化、そういったものが不可欠とっております。私の思いとしては、さまざまございますけども、これらが公平性のあるものかどうかというのは第三者のチェックのもとに公表もするべきとっております。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 永徳委員、よろしいか。

○委員（永徳省二君） はい。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

実盛委員。

○委員（実盛祥五君） 長い時間がたっておりますので、第三者委員会ですばらしい結果が出るように頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） なければ、これで質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議第90号赤磐市不適正事務処理に関する第三者委員会条例の1件について採決したいと思います。

議第90号赤磐市不適正事務処理に関する第三者委員会条例について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願いたいと思います。

〔賛成者起立〕

○委員長（北川勝義君） 起立全員です。したがいまして、議第90号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました議案の審査を全て終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

以上をもちまして第14回総務文教常任委員会を閉会したいと思います。

閉会に当たり、内田教育長より御挨拶願います。

○教育長（内田恵子君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 教育長。

○教育長（内田恵子君） 議第90号に対しまして、いろいろ御審査をいただいた後、適切な判断をいただきました。本当にありがとうございました。

○委員長（北川勝義君） それでは、これで本日の委員会を閉会したいと思います。



お疲れさまでした。

午前11時17分 閉会